

令和3年度 第3回酒田市国民健康保険運営協議会（書面開催）

日 時：令和4年2月22日（火）

※書面開催により意見書最終受領日を開催日とする

出席委員：阿波由紀委員、池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、
菅原貴子委員、尾形浩委員、富樫正幸委員、堀緑委員、阿部建治委員、
桐澤聡委員、原田勇委員、阿部公一委員、佐藤洋委員、半澤幹雄委員

諮問案件：（1）酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

協議案件：（1）令和3年度 酒田市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）
について

（2）令和3年度 酒田市国民健康保険税収納状況について

（3）令和4年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）について

（4）令和4年度 酒田市国民健康保険特別会計予算（案）について

報告案件：（1）70歳以上の被保険者に係る一部負担金割合の判定について

【諮問案件】（1）酒田市国民健康保険税条例の一部改正について
賛成 14名 不賛成 0名

原案可決により市へ答申

<意見> A委員

年金支給率が下がっている年金生活者にしたら、税率が少しでも
下がることはありがたい。

【協議案件】（1）令和3年度 酒田市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）
について

<質問> B委員

災害臨時特例補助金とはどのようなものなのか。この時期に大幅に
増えた理由は何か。

<回答> 災害臨時特例補助金とは、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災区域から転入した方に対して、保険料（税）の減免及び療養の給付に係る一部負担金等の減免の特例措置の実施による負担増額等について交付される補助金と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料（税）減免の特例措置の実施による負担増額等について交付される補助金の2種類です。

今回の補正は、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症対応分の保険料（税）減免について、令和3年12月20日に国からの交付が示されたことにより増額になったものです。

<質問> B委員

総務費の人件費はどのような方に支払われているのか。また、委託料はどのような所に何を委託しているのか。

<回答> 人件費は、一般職員、会計年度任用職員、国保相談員への給与や、国保運営協議会委員への報酬等になります。

委託料の主なものは次のとおりです。

国保連合会（レセプト資格確認・点検、保険証印字・封入業務等）

システム導入業者（システム保守業務）

印刷業者（納税通知書等印字・封入業務）

金融機関（コンビニ収納業務）

【協議案件】（2）令和3年度 酒田市国民健康保険税収納状況について

<質問> B委員

収納状況について、調定額にはどのようなものが含まれているのか。

<回答> 調定額は国民健康保険の課税額となります。

国民健康保険税は、①医療費の支払いにあてられる医療分、②後期高齢者医療制度の運営支援にあてられる支援金等分、③介護保険制度の運営にあてられる介護分があります。

医療分と支援金等分は被保険者全員、介護分は40歳から65歳未満の被保険者に課税されています。

<質問> C委員

新型コロナ関連の減免措置実績（資料3より）5,821千円と、国庫

負担実績（資料2-2より）4,358千円の額の違いの理由は何か。市単独で減免しているものがあるのか。調査時期の違いでズレが生じているのか。

<回答> 減免措置実績（資料3）は令和3年12月末時点の減免額、国庫負担実績（資料2-2）は令和3年12月末までの実績を基に見込んだ令和3年4月から令和4年3月までの減免額に対し、国庫補助率6/10を乗じて算出したものとなっていることから、差異が生じています。

【協議案件】（3）令和4年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）について

<意見> D委員：「山形県国保運営方針」の共通認識の下、令和4年度酒田市国民健康保険事業計画に基づき、加入者の健全な生活を送ることができるよう、ご尽力をお願いします。

【報告案件】（1）70歳以上の被保険者に係る一部負担金割合の判定について

<質問> B委員

市町村は収入要件をどのように確認するのか。確認できないことがあるとすると、どのような場合が想定されるか。

<回答> 国民健康保険法第113条の2に基づき、税務課より収入情報の提供を受けて確認しています。

確認できない場合としては、未申告者や1月1日以降の転入者等が想定されます。収入情報を確認できない方に対しては、これまで通り申請による負担割合変更をご案内しています。

【その他】

<意見> A委員

現在、介護保険課が主に実施している健康体操、老化防止等々の行事が国保と一本化になるという情報があった。高齢化によるこの世の中、高齢者に対するこれらの事業は全庁的に一体化で担うべき事項と思う。

国が進める「マイナンバーカード」の取得に向け、健康増進法の紐づけが叫ばれている。銀行の紐づけになればキャッシュレスで税金の滞納も少しは減るのではないか。